



各 位

平成 26 年 7 月 3 日

会 社 名 株式会社 SOL H o l d i n g s
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 淳
(J A S D A Q ・ コード 6636)
問合せ先 (役職) 取締役 (氏名) 田口 伸之介
電話 044-738-3939

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 3 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社並びに当社 100%子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、下記のとおり株式会社 SOL H o l d i n g s 第 4 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I スtockオプションとして本新株予約権を発行する理由

長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることと同時に、行使条件に平成 27 年 3 月期又は平成 28 年 3 月期の連結財務諸表における売上高 24 億円を達成することという条件を盛り込むこと、及び平成 26 年 7 月 4 日より平成 28 年 5 月 31 日までの間において株価が一度でも 800 円を超えることという条件を盛り込むことにより、当社の役員及び従業員に対して、売上高の向上及び企業価値による株価の維持を達成させることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権の目的とする株式の数の合計は、2,002,000 株（議決権の個数は 20,020 個）であり、本日現在における当社の発行済株式総数の議決権の数である 109,549 個（注 1）に対する議決権の比率は 18.27% ありますが、本新株予約権の発行の目的である当社及び当社完全子会社の取締役及び従業員の間接株主への達成に対する意識の向上を図ることで、業績及び株価の向上を達成することができれば、本新株予約権の発行により相応の希薄化を伴ったとしても、結果として、企業価値が向上することが、既存株主の皆様のメリットとなることも鑑み、当該発行規模は合理的な数値であると考えております。

なお、当社の事業の状況は、今後さらなる事業基盤の確立を行い、収益を安定的に拡大させる必要があると考えており、加えて、収益の安定的な拡大のポイントとしては、人的資源に対する依存度が高いと考えていることから、取締役及び従業員に対する士気の向上と、業績及び株価等の目標値の達成に対するインセンティブを設けることが、当社の企業価値の向上についても必要なものであると考えております。

また、権利行使の条件として、業績及び株価が一定水準を上回ることを条件としておりますが、業績については、当期の業績見通しとしております 22 億円を上回ることを前提として、24 億円としております。

なお、行使の条件を売上高としている理由としましては、当社は、今後も事業拡大のための事業投資を行う必要があり、当該投資の内容によっては、費用計上されることとなり、結果として利益を減少させる可能性があることから、各利益の項目を業績達成の要件とするのではなく、売上高を行使の条件としております。

また、株価水準については、現在の株価水準を勘案し、直近の株価水準を大きく上回る株価水準を行使の基準とするべきという判断から、800 円と致しました。

なお、株価の達成要件について、一定の期間の平均株価を達成の基準とするのではなく、一度でも株価が800円を上回った場合において、行使の条件を達成したものとした理由につきましては、株価が、当社の業績等の企業価値の向上によるもののみならず、様々な要因により影響を受けるものであることから、一定の期間の平均値を採用するのではなく、一度でも達成した場合に、権利行使が出来ることとする代わりに、行使の条件とする株価水準を現状の当社の株価水準を大きく上回る水準に設定したものであります。

本新株予約権の発行条件につきましては、本新株予約権の第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価372円（平成26年7月2日の終値）、権利行使価格372円、ボラティリティ72.01%（平成23年6月から平成26年6月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.085%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0.00%、行使の条件としております平成27年3月期又は平成28年3月期の連結財務諸表における売上高24億円を達成することという条件、及び平成26年7月4日より平成28年5月31日までの間において株価が一度でも800円を超えることという条件、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき383.8円との結果を得ております。

（注1）発行済株式総数より当社所有の自己株式167,490株は除いております。

II 本新株予約権の発行要領

1 本新株予約権の数 20,020個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

2 本新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、384円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。新株予約権の割当てを受けた従業員は、当該払い込み金額に変えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとし、新株予約権の割当てを受けた取締役及び監査役は、金銭を払い込むものと致します。

3 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 本新株予約権の目的となる株式当社普通株式2,002,000株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

② 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。但し、上記「3(1)① 本新株予約権の目的となる株式」に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(1)②に定める本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成26年7月2日の東京証券取引所における普通取引の終値である金372円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、

調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たり} \times \text{の払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成27年5月15日から平成30年5月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3(4)①記載の資本金等増加限度額から、上記3(4)①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、以下のいずれの条件も満たした場合のみ本新株予約権を行使することができる。

i. 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成27年3月期もしくは平成28年3月期の決算短信に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において売上高24億円を超過している場合なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

ii. 平成26年7月4日より平成28年5月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも800円を超えた場合（但し、上記3(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）

③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社並びに当社100%子会社の取締役、監査

役及び従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。但し、従業員の定年による退職事由等により従業員の地位を喪失した時、その他事由にて退職又は退任し、役員、従業員の地位を喪失した時は、退職事由を個別に判断し当社取締役会が別途承認した場合はその限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4 新株予約権の割当日 平成 26 年 9 月 11 日

5 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3 (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「3 (1) ①本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「3 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に上記「6 (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「3 (3) 本新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「3 (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

- 上記「3 (6) 本新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
(9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件
上記「5 本新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

7 本新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 26 年 9 月 11 日

9 本新株予約権の割当を受ける者及び数

当社代表取締役	1 名 5,000 個
当社取締役	2 名 5,500 個
当社監査役	1 名 1,000 個
当社及び子会社従業員	112 名 7,120 個
子会社取締役	4 名 1,400 個

※割当数は別途社内にて協議いたします。

以 上